

埼玉県地域両立支援推進チームの取組に関する計画

令和4年12月27日制定

1 これまでの取組、現状及び課題

埼玉県地域両立支援推進チーム（以下「推進チーム」という。）は、平成29年9月19日に発足して以来、周知啓発用リーフレット及びポスターの作成・配布、セミナーの開催等の取組を行ってきたところである。

しかしながら、最近の各種調査結果から、治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）の状況を見ると、病気休暇制度のある企業（常用雇用者30人以上民営企業）の割合がわずかな増加にとどまっている。また、がんの治療や検査のために通院する必要がある場合、働き続けられる環境だと思える人の割合が37.1%（令和元年）と依然として半数にも満たない状況である（内閣府「がん対策・たばこ対策に関する世論調査」）。

このように、両立支援の取組状況は未だ十分でなく、推進チームとして、なお一層積極的に両立支援の周知啓発に取り組む必要があることから、推進チームの取組について計画を定め、構成員の連携の下、具体的な取組を推進することとする。

2 計画期間

推進チームの取組計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年とする。

3 目標

- (1) 県内に広く両立支援の機運の醸成を図る。
- (2) 両立支援を必要とする労働者の働きやすい環境整備を推進するため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（以下「両立ガイドライン」という。）の取組について、県内企業への浸透を図る。
- (3) 各相談支援機関において両立支援に係る相談があった場合に、他の相談支援機関との連携が円滑にできるよう、連携スキームを確立し、運用を図る。

4 具体的な取組事項

下記(1)ないし(4)の取組を(5)の実施体制を構築し、別紙工程表に沿って取り組む。

(1) 各種支援施策の周知媒体の作成・連携体制の構築

各種支援を受ける労働者（患者）及び事業者の利便性向上を図るため、次の取組を行う。

- ① 推進チームの各構成員が実施する各種支援施策をとりまとめた「治療と仕事の両立支援のための相談窓口」のリーフレット・ポスターを随時更新する。
- ② 推進チームの取組の発信力を強化するため、情報の一元化を図り、埼玉産業保健総合支援センターのホームページ内に両立支援推進チームの特設ページを作成する。構成員は同特設ページのリンクを設定する。
- ③ 相談を受けた構成員が相談内容を踏まえて、他の相談支援機関に適切につなぐことができるよう相談窓口の担当者連絡先一覧を整備するなど、相談者の利便性向上につながる相談支援機関の連携策を検討し、相談支援機関間の連携を強化する。

(2) 好事例の収集

好事例の収集を行い、県内企業の両立支援の取組の推進を図るため、次の取組を行う。

- ①構成員が支援に携わった企業・団体の中で好事例があれば、当事者の了承を得た上で構成員に共有する。
- ②原則、報告した構成員が取材の内諾を得て、取材日程等の調整を行う。
- ③構成員に対し参加希望者を募り、訪問取材を行う。
- ④事務局のとりまとめで好事例集（※1）を作成する。
- ⑤「治療と仕事の両立支援ナビ」ポータルサイトへの掲載依頼を行うとともに、上記（1）の各種支援施策の一つとして発信する。

※1 両立支援ナビに掲載する事例と同等の内容を想定

(3) セミナー・イベントの開催

県内企業に対し、両立支援の取組を浸透させるため、次の取組を行う。

- ①各構成員が開催する両立支援を主題としない既存セミナー・イベント（※2）を活用しリーフレットを配布する等により周知する。
- ②各構成員が開催する両立支援を主題とする既存セミナー・イベント（※3）について、推進チームの取組を強力に発信するため、推進チーム主催又は共催としてのセミナー・イベントの開催を検討する。
- ③上記の各種セミナー・イベントを通じ、労働者（患者）向けの各種支援施策に加え、事業者向けの両立ガイドライン、病気休暇制度の普及、上記（2）で作成する好事例の周知を図る。

※2 両立支援を主題としない既存セミナー・イベントの例

- ・健康経営セミナー（健康経営埼玉推進協議会主催）
- ・産業保健セミナー（埼玉産業保健総合支援センター主催）
- ・埼玉県SAFE協議会（埼玉労働局主催）
- ・産業安全衛生大会（埼玉労働災害防止関係団体等連絡協議会主催）
- ・安全衛生大会（各事業者団体主催）
- ・埼玉県労働セミナー（埼玉県多様な働き方推進課主催）
- ・産業医研修会（一般社団法人埼玉県医師会主催）
- ・中小企業支援セミナー（埼玉県社会保険労務士会主催）
- ・会員向け業務研修会（埼玉県社会保険労務士会主催）

※3 両立支援を主題とする既存セミナー・イベントの例

- ・治療と仕事の両立支援セミナー（埼玉産業保健総合支援センター主催）
- ・治療と仕事の両立支援セミナー（埼玉県社会保険労務士会主催）

(4) 健康経営施策との連携

事業者が行う両立支援の取組は、労働者の健康管理全般の取組の一つとして取り組まれるものであることから、労働者の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」との連携を推進するため、次の取組を行う。

- ①埼玉県内の各種健康経営認定制度と両立支援の連携など、埼玉県内の各種健康経営施策との連携を検討する。
- ②健康経営施策と連携することにより、健康経営の推進と合わせて両立支援の推進を図る。

(5) 実施体制

上記（1）ないし（4）の取組を推進するため、次のとおり実施体制を構築する。

- ①上記（1）は、各種支援施策を行う構成員
- ②上記（2）は、好事例として推薦した構成員を中心に、必要に応じ作業部会を設置（設置を行う際には、構成員あて作業部会設置の連絡を行うこととする）
- ③上記（3）は、セミナー・イベントを開催する構成員を中心とする作業部会を設置
- ④上記（4）は、主に埼玉産業保健総合支援センター、埼玉労働局及び埼玉県が実施

埼玉県地域両立支援推進チームの取組に関する計画

4 具体的な取組事項の工程表

